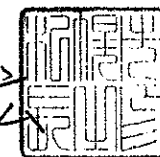


札幌市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月 // 日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第 8 号

札幌市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

札幌市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
札幌市マンションの建替え等の円滑化に関する法律 施行細則	札幌市マンションの再生等の円滑化に関する法律施 行細則

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号）の施行について、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令</u>（平成14年政令第367号）及び<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（マンションの除却の必要性に係る認定の申請書の添付書類）</p> <p>第2条 <u>省令第49条第1項第3号</u>の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>省令第49条第2項第3号</u>の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>（許可申請書の添付図書）</p> <p>第3条 <u>省令第52条第1項</u>の規則で定める図書は、札幌市建築基準法施行細則（昭和35年規則第33号）第11条第1項の規定によ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号）の施行について、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令</u>（平成14年政令第367号）及び<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（マンションの除却等の必要性に係る認定の申請書の添付書類）</p> <p>第2条 <u>省令第76条の25第1項第3号</u>の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>省令第76条の25第2項第3号</u>の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>（許可申請書の添付図書）</p> <p>第3条 <u>省令第76条の30第1項</u>の規則で定める図書は、札幌市建築基準法施行細則（昭和35年規則第33号）第11条第1項の規定</p>

改正前	改正後
り許可申請書の正本及び副本に添えて提出することとされる図書とする。	により同項に規定する許可申請書の正本及び副本に添えて提出することとされる図書とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。